

議 案 第 36 号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

低炭素建築物、増築等を行う既存の建築物、防災再開発促進地区内の建築物の建替計画等に係る構造計算適合性判定審査手数料及び低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料を定めるため。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4第2項の表備考中「及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律」を「、長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に改め、「長期優良住宅建築等計画に係る確認の申請」の次に「、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第2項に規定する低炭素建築物新築等計画に係る確認の申請、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第5条第1項に規定する建替計画に係る確認の申請並びに法第85条第5項、第86条の7第1項並びに第86条の8第1項及び第3項に係る申請」を加える。

別表第4第8項の表の次に次の1表を加える。

9 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

| 事務の種類 | 区 分 | | 金 額 | | |
|--|----------|-------------------|------------------|----------|----------|
| | 建物の用途 | 住戸数又は床面積の合計 | ア 適合証を添付して申請した場合 | イ ア以外の場合 | |
| 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による認定の申請に対する審査 | 一戸建ての住宅 | — | 5,100円 | 36,300円 | |
| | 共同住宅等の住戸 | 1住戸 | | 5,100円 | 36,300円 |
| | | 1住戸を超え5住戸以内のもの | | 10,100円 | 73,200円 |
| | | 5住戸を超え10住戸以内のもの | | 17,100円 | 103,000円 |
| | | 10住戸を超え25住戸以内のもの | | 28,500円 | 144,900円 |
| | | 25住戸を超え50住戸以内のもの | | 47,700円 | 208,100円 |
| | | 50住戸を超え100住戸以内のもの | | 85,300円 | 298,200円 |

| | | | |
|--|--|--------------------------|-----------|
| | 100 住戸を超え200 住戸以内のもの | 135,000 円 | 403,900 円 |
| | 200 住戸を超え300 住戸以内のもの | 170,400 円 | 529,500 円 |
| | 300 住戸を超えるもの | 181,800 円 | 621,800 円 |
| 共同住宅等の共用部分 | 300 m ² 以内のもの | 9,900 円 | 115,600 円 |
| | 300 m ² を超え2,000 m ² 以内のもの | 28,400 円 | 190,900 円 |
| | 2,000 m ² を超え5,000 m ² 以内のもの | 85,100 円 | 297,300 円 |
| | 5,000 m ² を超え10,000 m ² 以内のもの | 134,800 円 | 381,800 円 |
| | 10,000 m ² を超え25,000 m ² 以内のもの | 170,300 円 | 456,300 円 |
| | 25,000 m ² を超えるもの | 212,900 円 | 531,500 円 |
| | 非住宅の部分 | 300 m ² 以内のもの | 10,100 円 |
| 300 m ² を超え2,000 m ² 以内のもの | | 28,500 円 | 407,500 円 |
| 2,000 m ² を超え5,000 m ² 以内のもの | | 85,300 円 | 579,900 円 |
| 5,000 m ² を超え10,000 m ² 以内のもの | | 135,000 円 | 711,200 円 |
| 10,000 m ² を超え25,000 m ² 以内のもの | | 170,400 円 | 838,200 円 |
| 25,000 m ² を超えるもの | | 213,000 円 | 956,800 円 |

| | |
|--|--|
| 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査 | 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による認定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に100分の50を乗じて得た額 |
| <p>備考</p> <p>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により同法第53条第1項の規定による認定の申請に併せて、確認の申請書が提出された場合の手数料は、この表を適用して得られた手数料の額に別表第4第1項の表を適用して得られた手数料の額を加算した額とする。</p> <p>(2) 「適合証」とは、建物の用途が一戸建ての住宅若しくは共同住宅等の住戸である場合にあつては、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項の登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が、又は建物の用途が共同住宅等の共用部分若しくは非住宅の部分である場合にあつては、登録建築物調査機関その他法第77条の21第1項の指定確認検査機関で、かつ、登録住宅性能評価機関であるもののうち市長が認めるものが、認定を求める低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号の基準に適合すると評価して、同法第53条の規定による認定の申請の前に申請者に交付した書面をいう。</p> | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。